

令和 7 年第 4 回

# 各務原市議会臨時会議案

令和 7 年 1 1 月 1 9 日

## 目

## 次

|            |                                            |     |
|------------|--------------------------------------------|-----|
| 議第 1 0 9 号 | 令和 7 年度各務原市一般会計補正予算（第 5 号）                 | 別冊  |
| 議第 1 1 0 号 | 各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部<br>を改正する条例について | 3 頁 |

議第 1 1 0 号

各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 1 1 月 1 9 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

各務原市立小学校における夏季休業日の期間の延長に伴い、利用料の額を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例  
各務原市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成２８年条例第４６号）  
の一部を次のように改正する。

第９条第２項中「次項第３号に掲げる場合にあっては９月末日、」を削り、同条第３項第１号ウ中「７，２００円」を「８，０００円」に改め、同項第３号を削り、同条第４項中「前項第３号に掲げる場合又は」を削り、「それぞれの」を「当該」に改め、「同号に掲げる場合又は」を削り、同条第５項中「（同項第３号に掲げる場合は、当該期間につき２，０００円）」を削る。

#### 附 則

- １ この条例は、令和８年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の第９条の規定は、この条例の施行の日以後の放課後児童健全育成事業の利用に係る利用料について適用し、同日前の放課後児童健全育成事業の利用に係る利用料については、なお従前の例による。